

令和7年度船橋市郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館 運営方針

1. 基本方針

船橋市郷土資料館及び船橋市飛ノ台史跡公園博物館（以下「博物館」と記載する。）は、博物館法第2条に規定する定義に則り、船橋市に関連する考古・歴史・民俗等の資料についての収集・調査・研究・保存・活用を図り、市民が生きがいのある心豊かな人生を送れるよう、学習機会の提供を行う生涯学習施設として、市民の学習・文化活動の推進及び支援に努める。

2. 運営の要点

- （1）船橋市を中心とする地域の歴史・文化等に関する資料の調査及び研究を進め、その成果を展示事業や刊行物の発行等により市民に提供する。
- （2）船橋市の貴重な文化遺産である郷土資料を収集し、整理・保存・管理に努め、良好な状態で後世に伝える。
- （3）社会教育機関、学校教育機関等の関連諸機関並びに施設・団体と連携し、事業を効果的に推進する。また、市民の学習要求や社会の動向に配慮しながら事業を実施し、利用者の多様な要請に応えていく。

3. 事業実施の細目

- （1）調査及び研究を進めることで得た成果について、展示事業・見学会・講演会等を実施し、わかりやすく市民に伝えていく。
- （2）収蔵資料の保存環境の点検・確認を実施し、改善を図る。また、資料のデジタル化を進めて、市民が利用する機会を増やしていく。
- （3）学校等と連携して事業を実施し、児童生徒の学習内容に即した資料や情報を提供することにより、子供たちの学びを支援する。
- （4）公民館・図書館等と連携して、効率的かつ弾力的な事業を実施することにより、利用者へのサービス及び利便性を向上する。
- （5）事業の実施にあたり、多くの市民に参加（利用）していただけるよう、様々な工夫をする。
- （6）施設内の環境衛生の向上に配慮し、来館者が博物館施設を快適かつ安全に利用できるように整備するとともに、柔軟な事業展開によりサービス提供の継続を図る。